

総合評価方式における安全表彰の加点措置について

弊社の安全衛生協議会で安全表彰の実績がある社に対して、弊社が公募する総合評価方式における技術評価項目「企業の施工実績」のなかで以下のとおり加点措置を行います。

➤ 対象者:

- (1) 成田国際空港建設工事安全衛生協議会(新協議会)の安全表彰受賞者の場合  
表彰の実績がある社。JVの場合は代表者のみ対象とします。  
ただし、安全表彰を受賞した工事が完工した年度において、当該事業者が行う他の工事で事故、災害または違反があった場合は、対象外とします。  
※無事故無災害無違反とは、航空機の運用又は工事等の進捗に影響を及ぼした事故、労働災害の発生並びに工事等施工に係る法令等違反行為がなかった場合とします。(2018年度完工工事から表彰を開始し、2019年5月1日以降公募する工事に適用します)
- (2) 成田国際空港安全衛生協議会(旧協議会)の安全表彰受賞者の場合  
過去5年間に表彰の実績がある社。JVの場合は代表者のみ対象とします。

➤ 加 点 点 数:1点(技術点又は地域共生点)

➤ 加点措置期間:受賞時期にかかわらず、2023年3月31日をもって終了  
(終了後、工事成績評定制度による優良事業者への加点制度を開始する予定です)

➤ そ の 他:

- ① 加点対象者に選定された後に、弊社から取引停止措置、弊社規定による競争参加制限又は競争参加資格の取消し、債務不履行等による契約解除等の処分を受けた場合は、加点措置は行いません。ただし、その場合、当該措置または処分期間の終了後に再度受賞者となった場合は、加点措置対象者となります。
- ② 加点にあたっては、安全表彰された対象の工種は問いません。  
(例)建築工事で表彰された場合、当該事業者が応募する土木工事においても加点します。
- ③ 安全表彰を複数回受賞した場合、また旧協議会安全表彰に係る加点が継続中の間に当協議会安全表彰に係る加点措置対象者となった場合も、加点点数は最大1点とします。